

香川県条例第29号

香川県子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第2条 略	(報酬) 第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。

(費用弁償)

第3条 略

別表（第2条、第3条関係）

1 知事の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県障害者 介護給付費等 不服審査会	略	
香川県子ども ・子育て支援 会議	委員 日額 9,000円	委員 6級
香川県職業能 力開発審議会	略	
略		

2 略

(費用弁償)

第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であって委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。

別表（第2条、第3条関係）

1 知事の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県障害者 介護給付費等 不服審査会	略	
香川県職業能 力開発審議会	略	

2 略